

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第23号

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例

鳥取県港湾管理条例（昭和35年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第1（第5条関係）				別表第1（第5条関係）			
1 港湾施設用地以外の港湾施設				1 港湾施設用地以外の港湾施設			
港湾施設の種類	区分	使用料		港湾施設の種類	区分	使用料	
		単位	金額			単位	金額
岸壁及び物揚場	略				略		
	鳥取港の商港区内の7号岸壁及び物揚場を使用する場合	1隻につき1日	820円	鳥取港の商港区内の7号岸壁及び物揚場を使用する場合	長さが10メートル未満の船舶を係留するとき。	1隻につき1日	1,500円
		1隻につき1月	8,200円		1隻につき1月	15,000円	
		1隻につき1年	82,000円		1隻につき1年	150,000円	
鳥取港のマリーナ港区に隣接する棧橋以外の棧	長さが8メートル未満の係留施設を使用する場合	1区画につき1月	6,500円	鳥取港のマリーナ港区に隣接する棧橋以外の棧	長さが6メートル未満の船舶を係留する場合	1隻につき1月	8,000円
		1区画につき1年	65,000円		長さが6メートル以上8メートル未満の船舶を係留する場合	1隻につき1月	12,000円
					長さが8メートル以上	1隻につき1月	15,000円

ポートパーク	橋を使用する場合	長さが8メートル以上の係留施設を使用する場合	1区画につき1年	8,200円
		長さが6メートル未満の係留施設を使用する場合	1区画につき1年	82,000円
	鳥取港のマリーナ港区に隣接する	長さ6メートル未満の係留施設を使用する場合	1区画につき1年	7,400円
			1区画につき1年	74,000円
	使用する場合	長さ6メートル以上8メートル未満の係留施設を使用する場合	1区画につき1年	9,900円
			1区画につき1年	99,000円
	鳥取港のマリーナ港区内の陸上保管施設を使用する場合	長さ6メートル未満の船舶用の陸上保管施設を使用する場合	1区画につき1年	3,700円
			1区画につき1年	37,000円
		長さ6メートル以上8メートル未満の船舶用の陸上保管施設を使用する場合	1区画につき1年	5,000円
			1区画につき1年	50,000円
長さ8メートル	1区画につき1年	6,300円		

ポートパーク	橋を使用する場合	10メートル未満の船舶を係留する場合	1隻につき1年	150,000円
		長さ10メートル以上の船舶を係留する場合	1隻につき1年	18,000円
	鳥取港のマリーナ港区に隣接する	長さ6メートル未満の船舶を係留する場合	1隻につき1年	8,400円
			1隻につき1年	84,000円
	使用する場合	長さ6メートル以上8メートル未満の船舶を係留する場合	1隻につき1年	12,500円
			1隻につき1年	125,000円
	使用する場合	長さ8メートル以上10メートル未満の船舶を係留する場合	1隻につき1年	15,700円
			1隻につき1年	157,000円
	使用する場合	長さ10メートル以上の船舶を係留する場合	1隻につき1年	18,800円
			1隻につき1年	188,000円
鳥取港のマリーナ港区内の陸上保管施設を使用する場合	長さ6メートル未満の船舶を保管する場合	1隻につき1年	4,200円	
		1隻につき1年	42,000円	
	長さ6メートル以上8メートル未満の船舶を保管する場合	1隻につき1年	6,250円	
1隻につき1年		62,500円		
長さ8メートル以上10メートル	1隻につき1年	7,850円		

	ートル以上の船舶用の陸上保管施設を使用する場合	つき1月						
		1区画につき1年	63,000円			未満の船舶を保管する場合	1隻につき1年	78,500円
						長さが10メートル以上の船舶を保管する場合	1隻につき1月	9,400円
							1隻につき1年	94,000円
略				略				
2 略				2 略				

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の鳥取県港湾管理条例別表第1のポートパークの項の鳥取港のマリーナ港区に隣接する栈橋を使用する場合の長さが6メートル未満の船舶を係留する場合に該当して使用料の額が1隻につき1年84,000円であった者であって、施行日以後に改正後の鳥取県港湾管理条例別表第1のポートパークの項の鳥取港のマリーナ港区に隣接する栈橋を使用する場合の長さが6メートル以上8メートル未満の係留施設を使用する場合に該当して使用料の額が1区画につき1年99,000円となるものに係る使用料の額については、平成26年3月31日までの間、改正後の鳥取県港湾管理条例の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ、それぞれ当該各号に定める使用料の額とする。

(1) 平成23年5月1日から平成24年3月31日まで 1区画につき1年84,000円

(2) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで 1区画につき1年89,000円

(3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで 1区画につき1年94,000円